2011年8月8日/神戸新聞

償却資産　課税漏れ防げ

税務署提出書類　添付呼びかけで対応

地方税の固定資産税のうち、企業や個人事業主の申告に基づく「償却資産」について、課税漏れの可能性が指摘されている。登記簿や航空写真で実態を確認できる土地や家屋とは違い、申告に頼っていることから、全容を知るのが難しいためだ。阪神間の市町担当者は「不公平が生じないようにしたい」と、さまざまな策を講じている。

昨年度の芦屋、尼崎　240万円以上が発覚

　申告の対象となる償却資産は、機械や機器、コピー機、エアコン、応接セット、庭園、門、クレーン、漁船、飛行機など多岐にわたる。

　西宮市の場合、市税収入は年間約800億円で、固定資産税が約300億円を占め、うち償却資産は約30億円に上る。

　今年の6月議会で、償却資産の確認方法について一般質問があった。市は「飲食店では保健所に提出されたリスト、法人事務所は法人市民税の申告、新築営業所は家屋の新築調査で把握している」と説明。一方で「許可が不要な事業や、既存の建物を改装した場合などもあり、把握が難しい。資産保有の裏付け調査もできていない」と、不十分であることを認めた。

　最も有効な策として考えられるのが、税務署に提出された法人税申告書や青色決算報告書と照合する方法だ。2006年度に地方税法が改正され、これらの資料が「閲覧」できると明記された。芦屋市は同年から実施したところ、昨年度は28件、約250万円の課税漏れが見つかった。

　尼崎市や加西市は、税制改正以前から閲覧していた。1980年ごろから実施する尼崎市は、昨年度18件、240万円強の課税漏れを見つけたが、「開始当初は、かなりの件数と額があったと聞いている」と担当者。「ただ、約2万件の情報を得るために、職員6人で4日ほど税務署で作業するなど、手間は相当かかる」と話す。

　閲覧といっても明確な基準はなく「各税務署との信頼関係が重要」と話す自治体も。尼崎市の場合は複写を許されているが、台帳から手書きで写しているところもある。

　宝塚市は3年前から、税務署に提出した用紙のコピーを添付してもらうよう申告者に指導している。「効果を上げてはいるが、申告者の内容漏れは確認できても、未申告者を発見できないのが難点」と担当者が明かす。

　「自転車で市内を定期的に回っている」とは伊丹市の担当者。覚えがない事業所や店舗を探し、庁内で資料と照合、なければ税務署でチェックしている。

　議会で指摘を受けた西宮市は、近隣自治体を参考に研究中という。「来年度から申告者に税務署提出資料の添付をお願いしたい。未提出者や新規の分を台帳と照合させてもらえるよう、税務署と話し合いたい」としている。